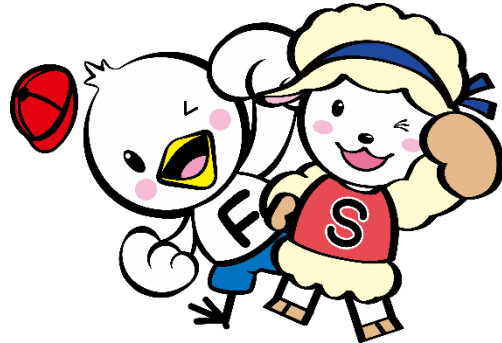


虐待対応の手引き

～早期発見・支援・連携に向けて～



令和4年6月

福岡市教育委員会

はじめに

令和2年度の全国の児童相談所による児童虐待相談対応件数は過去最多を更新しています。厚生労働省は件数が増加した要因として次の3点をあげています。

- 心理的虐待に係わる相談対応件数の増加
- 警察等からの通告の増加
- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案（面前DV）について、警察からの通告が増加

福岡市においても、児童虐待相談件数は増加しており、さらに、新型コロナウイルスの影響により、通常より親子で過ごす時間が増え、保護者・子ども双方のストレスがたまることで、虐待のリスクが高まることが懸念されています。

児童生徒への虐待は、どの学校においても避けて通ることのできない大きな課題となっています。今回、令和2年4月に発行した本手引きを一部改訂しました。

各学校におかれましては、実際の対応の際はもとより、研修の実施に当たっても本手引きをご活用ください。

福岡市教育委員会

目次

児童虐待とは？ 学校・教職員等の役割・責務.....	1
対応1 学校における虐待対応の流れ-通告まで-.....	2
対応2 通告後の関係機関への協力	4
対応3 虐待を受けた子ども、及びその保護者との かかわり方等	6
◆表1（チェックシート）◆.....	8
【資料】 気づきにくい虐待ケースの発見のために.....	10
【関連法律】 【保護者に対して、子育てに関する相談窓口】	11
関係機関.....	12

児童虐待とは？

児童虐待は、子どもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるものです。
次の4つのタイプがあります。

身体的虐待

- 叩く、殴る、蹴る、おぼれさせる
- 家の外にしめだす など

性的虐待

- 子どもへの性的行為
- ポルノグラフィーの被写体にする
- 性的行為を見せる など

ネグレクト

- 子どもを残して外出する
- 食事を与えない など

心理的虐待

- 言葉によっておどす
- 無視する
- 面前での家庭内暴力 など

※身体的虐待では、外側から簡単に見えない場所に外傷があることもあります。
※心理的虐待の根本は、本人が叱られる予定でないときに叱られる、というような予測不能な状態が続くことです。これが続くと行動の基準が分からなくなり「私が悪いから」という抵抗できない気持ちになります。

多くの事例においては、いくつかのタイプが複合していることに注意しなければなりません。



学校・教職員等の役割・責務

虐待の防止等に関する法律（最終改正：令和元年6月19日法律第46号）

- ① 虐待の早期発見に努めること【第5条第1項】
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて、児童相談所等*へ通告すること【第6条】
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと【第5条第2項】
- ④ 虐待防止のために子ども等への教育に努めること【第5条第3項】

福岡市での機関名 *児童相談所→こども総合相談センター(えがお館)

*子ども家庭総合支援拠点

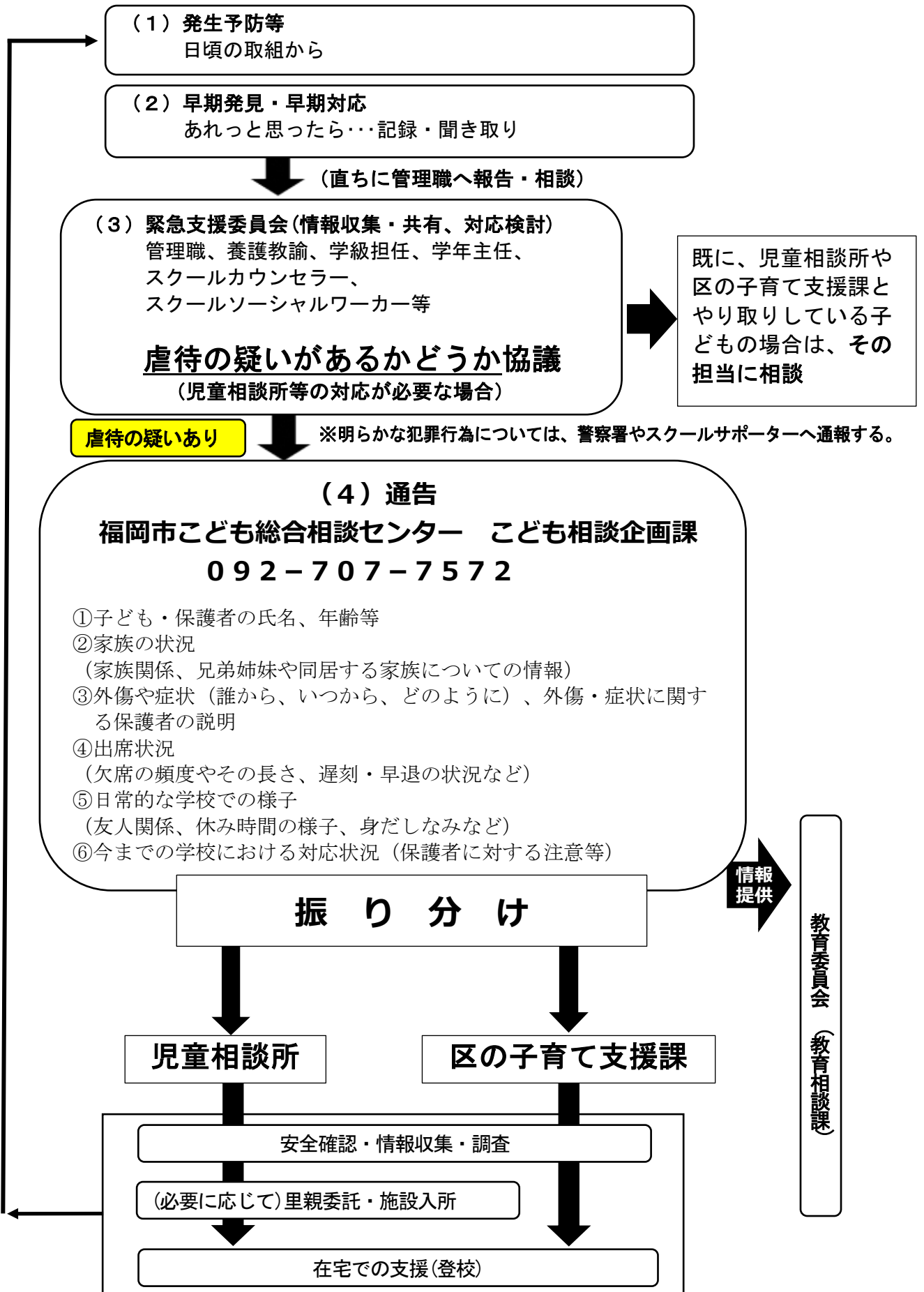
→各区保健福祉センター子育て支援課こども相談係
(各区子育て支援課)

●関係機関への協力について

学校は、虐待防止法に虐待通告後に通告した関係機関への情報提供、要保護児童の出席状況等の情報提供、要保護児童支援地域協議会*¹への参加等に協力する必要があります。

※1 児童福祉法第25条に規定されている「要保護児童対策地域協議会」のこと。

対応1 / 学校における虐待対応の流れ-通告まで-



(1) 発生予防～相談窓口の周知～

SCやSSWの役割を紹介し、虐待やいじめなどのあらゆる子どもの悩みや不安を受け止める窓口があることを児童生徒に日常的に伝えたり、保護者に対して、子育てに関する地域の相談窓口を紹介したりする。(11ページ参照)

(2) 早期発見・早期対応

●**日常の観察・他からの情報提供** 「何か変だ」という異変や違和感を見逃さない。
(8ページ表1チェックリスト、10ページ資料参照)

●児童生徒が「学校の先生と会いたがらない」と保護者から伝えられている場合も、虐待を疑う視点をもつ。

●学校生活アンケートに記入されている場合は、該当児童生徒から個別に聞き取る。

●**具体的記録**

- ・虐待と疑われる事実関係は、時系列順に本人の発言も含めて記録する。
- ・事実と推測を混同せず記載することが重要。
- ・主観的な評価用語を十分な説明なしに用いない(「著しく」「ずさんな」等)
- ・聞き出した発言そのものや、その際の表情や態度をそのまま記録しておく。
引用符をつけ、要約・言いかえをしない。
- ・外傷がある場合、関係機関に伝えるための写真を撮る。

※**写真を撮るポイント**…顔を入れて。アップのものや角度を変えて数枚。物差し等で大きさがわかるように。

●**聞き取り**

〈児童生徒に対して〉・・・**事実確認と心のケアは別であると意識すること**

- ・誘導にならないよう、オープンクエスチョン形式^{*2}で尋ねること。
- ・本人の発言に逐一驚いたり、同情するなど聴取者の感情を表出したりしないこと。
- ・虐待の疑いに気づいても、保護者を責めるような発言を避けること。
- ・話してくれたことに対して感謝を伝えること。**※「話してよかった」と感じてもらう**

※ 虐待(特に性的虐待)に関する本人への詳しい聞き取りは、専門部署の対応が望ましく、学校関係者は**踏込んだ聴取や度重なる質問は避け**、「誰が」「何をした」までにとどめます。

※ 児童相談所や区子育て支援課が児童生徒から聞き取る際は、相談室などの利用についてご協力をお願いします。その際、**保護者に伝えないまま実施することがあります。**

〈保護者に対して〉・・・**怪我がある場合も、虐待と決めつけずに対応することが望ましい**

- ・虐待による怪我ではない場合もあります。学校での怪我ではないことを示すためにも、まずは虐待とは決めつけずに心配している感じで聞くことがよいでしょう。
- ・保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることがあります。「叩いてしまった」などの発言があった場合、まずは叩かない子育てについて保護者と一緒に考えましょう。

(3) 通告に関して

●学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ①**確証がなくても通告すること(誤りであったとしても責任は問われない)**
- ②**虐待の有無を判断するのはこども総合相談センター等の専門機関であること**
- ③**保護者との関係よりも子どもの安全を優先すること**
- ④**通告は守秘義務違反に当たらないこと^{*3}**

※2 「はい」「いいえ」では答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問。

例: 「これどうしたの?」「どんなふうにながをしたの?」

※3 「児童虐待の防止等に関する法律」第6条第3項

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として、誤りであったとしても、民事上も責任を問われることはありません^{*4}。

また、法令上の守秘義務違反に関われることはありません。さらに、通告を受けた各区子育て支援課やこども総合相談センターは、通告者に関する情報について保護者を含めて対外的に基本的に明かすことはありません^{*5}。

- ◎裁判所や警察署等からの照会で学校からの通告である旨を回答することがあります。
- ◎保護者に対して、学校からの通告であることは伝えなくても、保護者が学校だと推測して不服を申し入れてくることはよくあります。事前に保護者に法律上の義務により、通告することを伝えた方が良いでしょう。

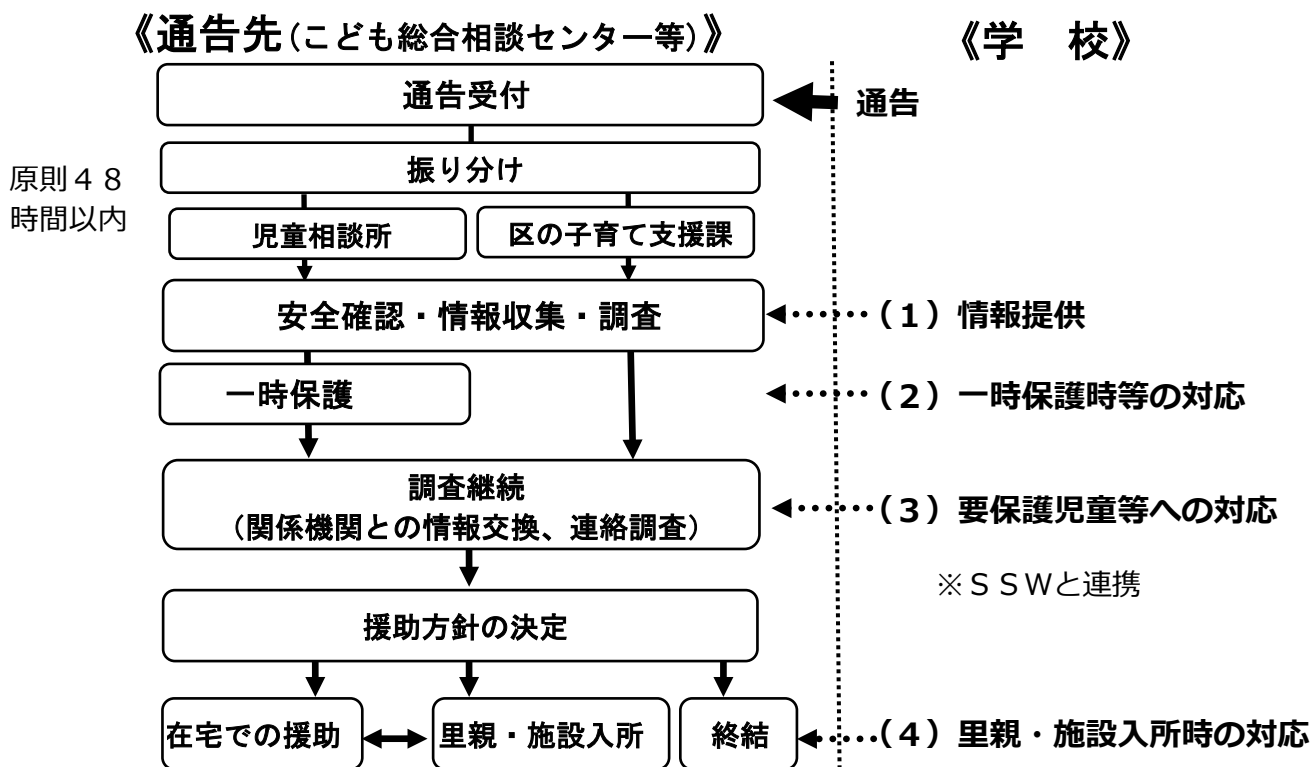
● 通告の内容

- ① 子ども・保護者の氏名、年齢等
- ② 家族の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）
- ③ 外傷や症状（誰から、いつから、どのように）、外傷・症状に関する保護者の説明
- ④ 出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
- ⑤ 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみなど）
- ⑥ 今までの学校における対応状況（保護者に対する注意等）

（４） 教育委員会への連絡

- 通告・通報したこと、その内容、通告先等からの連絡事項を教育相談課に連絡する。
- 通告した児童生徒が引き続き7日間出席しなかった場合には、「不就学又は出席しない児童生徒に係る月例報告」を「虐待」「児童相談所への通告」欄に記載の上、教育支援課に提出する。

対応2/ 通告後の関係機関への協力



※4 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」（平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知）

※5 「児童虐待の防止等に関する法律」第7条

(1) 情報提供

通告後、通告先からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えてください。
「児童虐待防止法」第13条の4

◎児童相談所等が調査のために子どもへ改めて聞き取りを行ったり、一時保護を行う場合子どもに説明を行ったりすることがあるため、その際に場所の提供や子どもの呼び出し等協力を求めることがあります。

(2) 一時保護時の対応

こども総合相談センターでは、学習時間の確保が行われています。一時保護中の期間は、指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます^{※6}。学校の情報を伝えるなど、担当ケースワーカーと相談を行うことが大切です。

◎児童相談所が一時保護をした時は、児童相談所からその旨保護者に通知しますが、学校からも保護者に、一時保護した旨を伝えてもらうようお願いすることもあります。
◎学校が、一時保護が必要だと考えても、必ずそうなるとは限りません。
◎遠方・夜間の場合等の際には、学校から児童相談所に連れてきていただく場合もあります。

(3) 要保護児童等への対応

●要保護児童支援地域協議会への参画

通告後に、継続して子どもや家庭にかかわっていく場合、要保護児童支援地域協議会(以下「要支協」)に要保護児童として登録され、定期的な会議を通じて家庭や子どもの状況や課題について、関係者で共有されます。

この児童生徒の在籍する学校関係者は、要支協・個別ケース検討会議において、学校での児童生徒の様子などの説明が求められることがあります^{※7}。

●定期的な情報提供の対象となっている児童生徒^{※8}の出席情報等の情報提供

各区子育て支援課(要支協)やこども総合相談センターから見守りを依頼されている児童生徒が、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合^{※9}、速やかに各機関に情報提供をしなければなりません^{※10}。このようなことから、校長等管理職は、担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとともにより要保護児童の情報を整理・共有しておくことが必要です。

(4) 里親・施設入所時の対応

保護者の意に反して、施設入所・里親委託になる場合の、児童生徒の保護者の対応については、こども総合相談センターとよく相談してください。

※6 「一時保護が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(平成27年7月31日初等中等教育局通知)なお、同通知において一時保護が行われている児童生徒が心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがあるため、状況に応じて、「非常変災等児童(生徒)又は保護者の責任に帰することのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いにすることが適当と示している。

※7 児童福祉法第25条の3

※8 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付 府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号)別添指針「2 定期的な情報提供の対象とする児童」

※9 不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等から情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

※10 平成31年4月16日付 福岡市教育委員会指導部生徒指導課・教育相談課事務連絡「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について

対応3 / 虐待を受けた子ども、及びその保護者との かかわり方等

(1) 子どもとの関わり

虐待を受けた子どもは大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多いため、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげることが必要です。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、以下の点に配慮し、対応していくことが大切です^{※11}。

- ①「自分は価値のない悪い子だ」「大人は自分をいじめるものだ」という自己イメージ・他者イメージを取り除くよう、子どもを認め、励ましていく。
- ②安心感・安全感が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。
- ③感情を周囲に許容される方法で表現させる。
- ④行為の「望ましい結果」と「望ましくない結果」を整理して、適切な社会的行動のスキル獲得を支援する。

(2) 保護者への対応

● チームとしての対応

保護者は、校長、担任、養護教諭、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる態度を示すことも考えられます。学校だけでなく通告先の機関等とも保護者の要求や相談の内容を共有しておくことが重要になります。

脅迫的な言葉を言われた
大きな声で怒鳴り散らされた



一筆書いて、印を押し
てくれと言われた

● 保護者からの問い合わせや要求に対して

学校は、ひるまず子どもの命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが大切です。通告後、虐待が認められなくても責任を問われることはありません。子どもに外傷が認められたときなど、学校が通告する義務のあることを保護者に毅然と説明することも必要となります。

一時保護された場合も、「一時保護は児童相談所（こども総合相談センター）の判断である。」など、**専門機関の権限や責任で行われたこと**^{※12}を明確に伝えることが重要です。

さらに、不満をもった保護者が、子どもを学校に通学させないという事案も発生しています^{※4}。このような場合、教育委員会が出席の督促を行うことができます。教育支援課にご相談ください。

※11 文部科学省「児童虐待防止と学校」（研修教材）

※12 「児童虐待の防止等に関する法律」第8条第2項、「児童福祉法」第33条

● 守秘義務と個人情報の取り扱いについて

学校や教育委員会等は、保護者から虐待に関する開示の求めがあった場合、保護者に伝えないこととするとともに、通告先の機関等と連携して対応します^{※13}。通告先機関等が、虐待と判断をしなくても同様です。

保護者が子どもに代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、子どもの生命又は身体への支障や、権利利益の侵害、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし、所定の手続きに則って不開示とすることについて検討する必要があります。

弁護士相談できます。
文書の要求には、即答せず、
管理職を通じて各学校担当主
事へ相談を。



一方、通告先の機関等から情報等を求められた場合は、提供することができる^{※14}とされています。子どもの生命又は身体に支障が生じるかどうかという観点で、学校として情報提供に協力することが望ましいといえます。これは、守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反には当たらないと解されます。

(3) 転校・進学時の情報の引継ぎ

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返すということが、実態調査や事例検証から明らかになっています。

虐待を受けた児童生徒が転居先・進学先でも安全に安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎが重要になります。

● 虐待を受けた児童生徒が転校する場合

- ① 転出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐ。教育的観点から対面、電話連絡を通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えること。
- ② 通告を受けている担当課（各区子育て支援課又はこども総合相談センター）と教育委員会教育相談課に連絡をすること。（転出先の自治体に情報提供を行うため）

● 虐待を受けた児童生徒を転入生として受け入れた場合

転入元の学校において、市町村が主にかかわっていた児童生徒は、各区子育て支援課（要支協）へ、児童相談所がかかわっていた児童生徒は、こども総合相談センターへ情報提供を行うこと。

※13 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」
（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）

※14 「児童虐待の防止等に関する法律」第13条の4

◆表1 (チェックシート) ◆

虐待発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる
児童等（要支援児童等）の様子や状況例

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。

○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。

		レ印	様子や状況例		
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。		
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過敏に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触を避けようとしたりする。		
			表情が乏しく、受け答えが少ない。 ぼーっとしている、急に気力がなくなる。		
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動がみられる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくを起こしたりかみついたりするなど攻撃的である。		
		孤立		友達と、一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
		気になる行動		担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、適度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）			深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度			保護者の顔を疑う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
			身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、洗髪していないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節のそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況			食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
		登校状況等			理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない。
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言があったりする。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに厳しく叱ったり、ののしったりする。	
			きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。

虐待発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。

		レ印	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。
			夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過敏に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
			過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。
			教員等の顔を伺ったり、接触を避けようとしたりする。
	無関心・無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。
			ぼーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。
			他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動がみられる。
			大人に対して反抗的、暴言を吐く。
			激しいかんしゃくを起こしたりかみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と、一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任の教員等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、適度のスキンシップを求める。
			不自然に子どもが保護者と密着している。
			必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
			繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。
反社会的な行動（非行）		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
保護者への態度		保護者の顔を疑う、意図を察知した行動をする。	
		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。	
		保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、洗髪していないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
		季節のそぐわない服装をしている。	

【感染症拡大防止のための臨時休業等が長期化する場合】

通常より長時間親子で過ごす時間が増え、保護者・子ども双方のストレスがたまることで、更に虐待のリスクが高まることが懸念されます。また、子どもや保護者に直接会う機会も減少するため、虐待の兆候を捉え辛くなることも考えられます。学校再開後は以上の点に留意して、より注意深く様子や状況を確認するようにしてください。

【資料】 気づきにくい虐待ケースの発見のために

表面に現れた子どもの行動や問題に目を奪われ、背景にある虐待状況が見えにくい場合があります。次のような場合があれば、虐待を疑ってみましょう。

子どもの欠席……？

「長期欠席児童生徒」の中には保護者が登校させていないケースもあります。



- 保護者が子どもの欠席に無関心、または相談に消極的。
- 保護者が学校からの連絡に無関心、または拒否的。
- 訪問時、保護者が子どもに会わせようとしない。
- 子どもが家の外に出た形跡がない。

リストカット、パニック などの行動！

子どもの行動だけにとらわれていませんか。



- 保護者が子どもに密着しすぎるか、または放任。
- 保護者の子どもへの要求が多い、または無関心。
- 保護者の子どもに対する評価が低い。
- 保護者の気分の変動が激しい。



非 行 ？ ！

「この子が悪い」という視点で見えていませんか。



- 子どもが家に帰りたがらない。または家出を繰り返す。
- 子どもが性的なことに過度の興味・関心を示す。
- 子どもが菓子などの食べ物の万引きを繰り返す。
- 保護者が子どもの望ましくない行動を発見すると頭ごなしに叱責する。

障 がい の ある 子

障がいから現れる行動が増大・増強した…急に気になる行動が発生した…などがあれば、虐待の可能性も。



- じっと座ってられない等、落ち着きのない行動が増える。
- 確認を求めるなどの行為が多くなる。
- 手を咬む、頭をたたくなど自分を傷つける行為が見られる。
- 保護者が障がいについて理解していない。あるいは否定的。

障がいのあることに気づきにくい場合があり、家庭で過度なしつけに陥ることもあるので、注意を要します。

【関連法律】 (一部抜粋)

●児童福祉法第25条 第1項

要保護児童を発見した者は、これを市町村、若しくは児童相談所に通告しなければならない。

●児童虐待の防止等に関する法律第5条〔児童虐待の早期発見等〕

学校、及び学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

●児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項〔児童虐待に係る通告〕

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、若しくは児童相談所に通告しなければならない。

●児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項〔通告義務は守秘義務に優先〕

刑法の秘密漏示罪の規定、その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

●児童虐待の防止等に関する法律第7条

市町村、又は児童相談所が通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、又は児童相談所の所長、所員、その他の職員等は、当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

●児童虐待の防止等に関する法律第13条の4

地方公共団体の機関は、市町村長、又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境等の資料又は情報の提供を求められたときは、当該市町村長、又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときはこの限りでない。

【相談窓口】

- 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
- 児童相談所虐待対応ダイヤル（189（いちはやく））
- 児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189（なやみ・いち・はやく））
- 厚生労働省 「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦」
- 法務省 「子どもの人権SOSミニレター」
- 福岡市こども総合相談センター 電話相談 092-833-3000



関係機関



福岡市こども総合センター（えがお館）〔平日8:45～18:00〕

※重篤な虐待事案に対応（一時保護の機能あり）

- こども相談企画課（虐待通告の窓口）
TEL 092-707-7572
- こども緊急支援課（通告後の重篤な虐待事案に係る対応）
TEL 092-832-7115

各区保健福祉センター

〔平日8:45～18:00〕

※軽～中度の虐待事案に対応

- 子育て支援課 こども相談係（要保護児童支援地域協議会事務局）
（区で管理ケースとなっている児童の継続支援）

【東 区】	092-645-1082
【博多区】	092-419-1086
【中央区】	092-718-1106
【南 区】	092-559-5195
【城南区】	092-833-4108
【早良区】	092-833-4398
【西 区】	092-895-7098

※時間外は、TEL 092-833-3000（えがお館）へ
緊急を要する場合は、警察110番通報を